

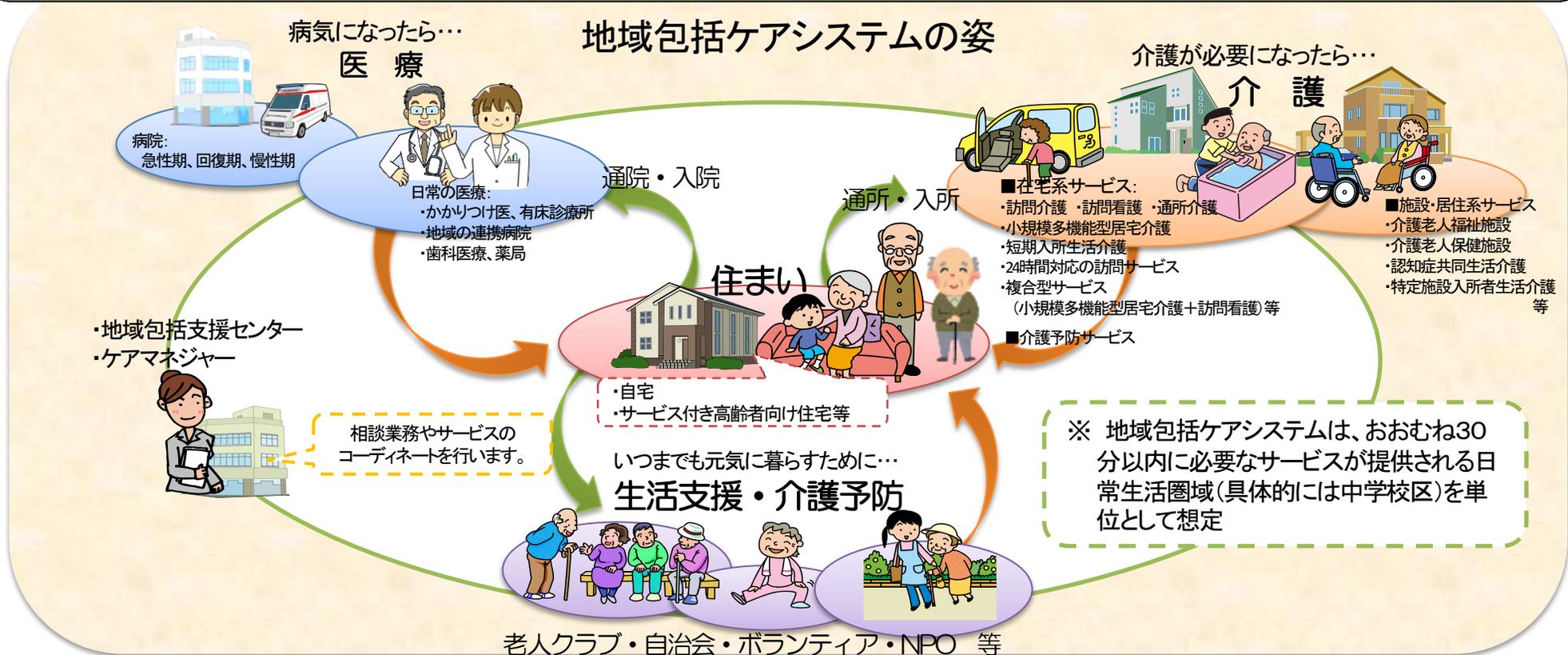


介護予防・日常生活支援総合事業の 事業者説明会

平成30年1月11日
刈谷市役所 長寿課

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



介護保険制度の全体像

< 現行 >

介護保険制度

< 見直し後 >

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

【財源構成】

- 国 39%
- 都道府県 19.5%
- 市町村 19.5%
- 1号保険料 22%

地域支援事業

地域支援事業

介護給付 (要介護1~5)

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防給付 (要支援1~2)

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- 生活支援サービスの体制整備
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

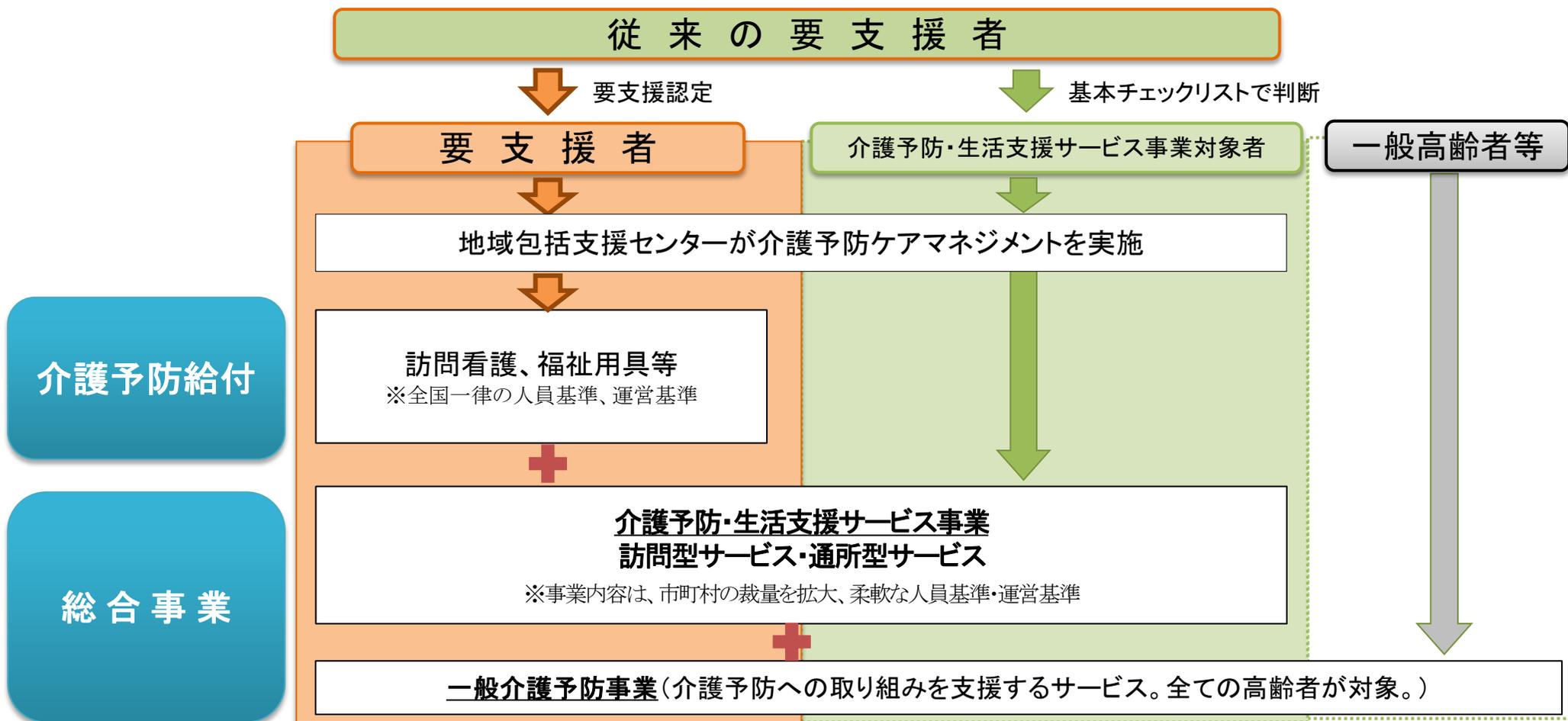
多様化

充実

総合事業の概要①

- 介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスとして位置付けられる。
- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護・福祉用具等）は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続する。そのため、総合事業以外のサービスの利用が見込まれる場合には、要介護認定等を行う。
- 総合事業のサービスのみを利用する場合は、要介護認定等を省略して、長寿課窓口・地域包括支援センターにおける基本チェックリストの判断により、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用が可能となる。
- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業の利用が可能となる。

総合事業の概要②



○第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。

○要支援者については、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと介護予防給付のサービスを組み合わせることも可能。

要支援・要介護認定者数、事業対象者数の推移

単位:人

	事業 対象者	要支援 1	要支援 2	小計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	小計	合計
平成29年 3月末	-	660	635	1,295	1,119	698	513	495	359	3,184	4,479
平成29年 9月末	99	678	670	1,447	1,104	704	548	515	358	3,229	4,676
増減	99	18	35	152	△ 15	6	35	20	△ 1	45	197

サービス利用の手続・流れ

長寿課または地域包括支援センターに相談する（65歳以上の人）

要介護認定を受ける

基本チェックリストを受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

非該当

生活機能の低下
がみられた人
(事業対象者)

自立した生活
が送れる人

介護保険の
介護サービス

介護保険の
介護予防サービス

介護予防ケアマネジメント
地域包括支援センターが本人や
家族と話し合い、ケアプランを
作成します。

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

総合事業

刈谷市の一般介護予防事業

刈谷市における事業		事業内容
介護予防普及啓発事業	男性のための栄養教室	男性対象に食生活の基本を身につけるための講話・栄養実習を行う教室です。
	高齢者簡単クッキング	高齢期に必要な食事量やバランスのよい食事について、簡単な栄養実習などを行い、理解を高めるための教室です。
	げんき度測定	問診や身体・体力測定から健康度を調べ、生活習慣を振り返ります。
	エンジョイ教室	げんき度測定の結果により、利用者にあわせた運動処方や実践を行い、健康の維持・増進を図ります。
	カミカミ体操	歯科衛生士などにより、咀嚼や嚥下機能などの向上に取り組む教室です。
地域介護予防活動支援事業		住民主体の介護予防活動の育成や支援を行います。
地域リハビリテーション活動支援事業		地域の介護予防活動の場へ専門知識を持つ療法士を派遣し、機能訓練に関する指導や講話を行います。
介護予防ポイント事業		65歳以上の方が、施設(特養やデイサービスセンターなど)におけるサポーター活動を通じて、自らの介護予防及び健康増進に取り組むことを支援します。

訪問型サービスの類型

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス		
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら「多様なサービス」の利用を促進</p>	住民主体による支援等を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

刈谷市の訪問型サービスの類型

サービス類型	刈谷市におけるサービス	事業内容
現行の訪問介護相当	訪問介護相当サービス	現行の訪問介護と同じサービス (身体介護、生活援助)
訪問型サービスA	緩和基準訪問型サービス	訪問介護の基準を緩和したサービス (生活援助)
訪問型サービスB	—	—
訪問型サービスC	介護予防訪問サービス	管理栄養士が自宅に訪問し、低栄養状態の予防・改善・相談等の指導を3～6か月間の短期間で行う。
	生活機能向上訪問サービス	療法士が自宅に訪問し、生活機能の向上を目的に運動指導や環境整備のアドバイス等を3～6か月間の短期間で行う。
訪問型サービスD	—	—

訪問型サービスの基準及び報酬について①

サービス種別	訪問介護相当サービス (現行相当のサービス)	緩和基準訪問型サービス (訪問型サービスA)		
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助 (例)・調理、掃除等やその一部介助 ・ゴミの分別やゴミ出し ・重い物の買い物代行や同行 ※身体介護は行わない。		
対象者となる ケースとサービス 提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要と認められるケース ○ケアマネジメントで、以下のような訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下や、精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な者 ・ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者などの専門的な支援を必要とする者 ・心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者 ・ストーマケアが必要な者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の状態等を踏まえ、生活援助が必要とみとめられるケース ※ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供 		
実施方法	事業者指定	事業者指定		
人員基準	管理者※1	常勤・専従1以上	管理者※1	専従1以上
	訪問介護員※2	常勤換算2.5以上	従事者※2	必要数
	サービス提供責任者※3	常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1人以上	訪問事業責任者※2、※3	従事者のうち必要数
	※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 資格要件は、介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者。 ※3 一部非常勤職員も可能。	※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 資格要件は、介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者。 ※3 従事者との兼務可能。		

訪問型サービスの基準及び報酬について②

サービス 種別	訪問介護相当サービス (現行相当のサービス)	緩和基準訪問型サービス (訪問型サービスA)
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 <li style="text-align: center;">— <li style="text-align: center;">— ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等

訪問型サービスの基準及び報酬について③

サービス 種別	訪問介護相当サービス (現行相当のサービス)	緩和基準訪問型サービス (訪問型サービスA)
報酬	<p>現行の介護予防訪問介護費と同額</p> <p>○週1回程度の利用 1,168単位/月</p> <p>○週2回程度の利用 2,335単位/月</p> <p>○週2回を超える利用(要支援2のみ) 3,704単位/月</p> <p style="text-align: center;">※国の報酬改定に合わせて改定する予定</p> <p>地域区分単価は、10.70円(予定) (現行は10.42円)</p> <p>○各種加算あり</p> <p>サービスコード A2(平成30年4月～)</p>	<p>現行相当の基本報酬の約76%</p> <p>○週1回程度の利用 888単位/月</p> <p>○週2回程度の利用 1,776単位/月</p> <p style="text-align: center;">※国の報酬改定に合わせて改定する予定</p> <p>地域区分単価は、10.70円(予定) (現行は10.42円)</p> <p>○加算なし</p> <p>サービスコード A3</p>
請求方法	国保連経由	国保連経由

※「直接本人の援助」に該当しないもの、「日常生活の援助」に該当しないもの、日常的に行われる家事の範囲を超えるものは、介護保険の生活援助の範囲に含まれない。

(例) ペットの世話、家具・電気器具などの移動・修繕、草むしり、花木の手入れ、大掃除、家族の食事の準備

通所型サービスの類型

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス	
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 + ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

刈谷市の通所型サービスの類型

サービス類型	刈谷市におけるサービス	事業内容
現行の通所介護相当	通所介護相当サービス	現行の通所介護と同じサービス (機能訓練、入浴、排泄、食事等の介助等)
通所型サービスA	緩和基準通所型サービス	通所介護の基準を緩和したサービス(ミニデイサービス。運動、レクリエーション活動等)
通所型サービスB	地域サロン活動	地域にあるサロン等で、英会話、体操、ストレッチ、レクリエーションなどを行う。
通所型サービスC	筋力向上トレーニング	デイサービスセンターなどにおいて運動機能の向上を目的とした、トレーニングなどを行う。

通所型サービスの基準及び報酬について①

サービス種別	通所介護相当サービス (現行相当のサービス)	緩和基準通所型サービス (通所型サービスA)(併設型)														
サービス内容	介護予防通所介護と同様のサービス内容	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業 (例)・ミニデイサービス ・運動、レクリエーション活動 ※利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じた機能訓練を想定したもの。入浴、排泄、食事等の介助は行わない。 ※時間は、半日程度(2時間以上) ※送迎有り														
対象者となるケースとサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要と認められるケース ○多様なサービスの利用が難しいケース、不適切なケース	○本人の状態等を踏まえ、緩和基準通所型サービスの利用が必要と認められるケース														
実施方法	事業者指定	事業者指定														
人員基準	<table border="1"> <tr> <td>管理者※1</td> <td>常勤・専従1以上</td> </tr> <tr> <td>生活相談員※2</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>介護職員※2</td> <td>15人以下の場合は専従1以上、15人を超える場合は利用者1人に専従0.2以上</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1以上</td> </tr> </table>	管理者※1	常勤・専従1以上	生活相談員※2	専従1以上	看護職員	専従1以上	介護職員※2	15人以下の場合は専従1以上、15人を超える場合は利用者1人に専従0.2以上	機能訓練指導員	1以上	<table border="1"> <tr> <td>管理者※1</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>15人以下の場合は専従1以上、15人を超える場合は利用者1人に必要数</td> </tr> </table>	管理者※1	専従1以上	従事者	15人以下の場合は専従1以上、15人を超える場合は利用者1人に必要数
	管理者※1	常勤・専従1以上														
生活相談員※2	専従1以上															
看護職員	専従1以上															
介護職員※2	15人以下の場合は専従1以上、15人を超える場合は利用者1人に専従0.2以上															
機能訓練指導員	1以上															
管理者※1	専従1以上															
従事者	15人以下の場合は専従1以上、15人を超える場合は利用者1人に必要数															
	<p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>※2 生活相談員、介護職員の1以上は常勤。</p>	<p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>														

通所型サービスの基準及び報酬について②

サービス種別	通所介護相当サービス (現行相当のサービス)	緩和基準通所型サービス (通所型サービスA)(併設型)
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) <li style="text-align: center;">— ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要な設備・備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 <li style="text-align: center;">— <li style="text-align: center;">— ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等

通所型サービスの基準及び報酬について③

サービス種別	通所介護相当サービス (現行相当のサービス)	緩和基準通所型サービス (通所型サービスA)(併設型)
報酬	<p>現行の介護予防通所介護費と同額</p> <p>○週1回程度の利用 1,647単位／月</p> <p>○週2回程度の利用(要支援2のみ) 3,377単位／月</p> <p>※国の報酬改定に合わせて改定する予定</p> <p>※要支援2の方で、週1回利用の場合は、週1回の報酬単価</p> <p>地域区分単価は、10.45円(予定) (現行は10.27円)</p> <p>○加算あり</p> <p>※入浴介助加算がないということで、要支援(事業対象者)の方の入浴を拒むものではない。なお、入浴については介護報酬の単位数に含まれているため、実費請求はできない。</p> <p>サービスコード A6(平成30年4月～)</p>	<p>現行相当の基本報酬の約73%</p> <p>○週1回程度の利用 1,199単位／月</p> <p>○週2回程度の利用(要支援2のみ) 2,459単位／月</p> <p>※国の報酬改定に合わせて改定する予定</p> <p>要支援2の方で、週1回利用の場合は、週1回の報酬単価</p> <p>地域区分単価は、10.45円(予定) (現行は10.27円)</p> <p>○加算なし</p> <p>サービスコード A7</p>
請求方法	国保連経由	国保連経由

※通所介護(地域密着型通所介護を含む。以下同じ。)と通所介護相当サービス及び緩和基準通所型サービスを一体的に行う事業所の定員については、通所介護と通所介護相当サービスについては、通所介護の対象となる利用者(要介護者)と通所介護相当サービスの対象となる利用者(要支援者等)との合算で利用定員を定め、緩和基準通所型サービスについては、これとは別に、当該緩和基準通所型サービスの利用者(要支援者等)で利用定員を定めることになる。

月額包括報酬の日割り請求について

- 総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスについては、原則月額包括報酬となっているが、利用者との契約開始・契約解除などの事由に該当する場合は、日割りで算定することになる。
- ・月の途中から新規で訪問型・通所型サービスを利用する場合は、利用者と事業所との契約日を起算日として月末までの期間で、日割り計算を行う。
 - ※日割り計算となるのは、最初の月のみ。利用が継続している場合には、次の月からは日割り計算は行わない。
- ・月の途中で訪問型・通所型サービスの利用を終了した場合は、月の初日から契約解除日までの期間で、日割り計算を行う。
- ・加算については、日割り計算用のサービスコードがある場合を除き、日割り計算は行わない。

支給限度額と利用者負担割合について

- 総合事業のサービスのうち、指定事業者のサービス（現行相当の訪問介護・通所介護、訪問型・通所型サービスA）のみ支給限度額管理の対象となり、要支援者については、予防給付と併せて支給限度額管理を行う。

区分	支給限度額管理 対象サービス	支給限度額	利用者 負担割合
事業対象者	指定事業者のサービス （現行相当の訪問介護・通所介護、 訪問型・通所型サービスA）	5,003単位	原則1割 一定以上所得者は2割 （平成30年 8月からは 3割となる 方もいる）
要支援1	指定事業者のサービス （現行相当の訪問介護・通所介護、 訪問型・通所型サービスA）		
要支援2	＋ 予防給付		

総合事業における事業者指定について①

現行相当サービスの指定の更新について

- 平成27年3月31日までに開所していた刈谷市内の介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業所については、総合事業における現行相当のサービスを提供する事業所として、みなし指定の効力が全国の市町村で生じている。
- みなし指定の有効期間は、平成30年3月31日までであるため、平成30年4月以降も総合事業のサービスを継続する場合は、利用者の保険者である市町村から総合事業の事業所として、指定更新を受ける必要がある。
- 指定有効期間は、「6年間」

総合事業における事業者指定について②

- みなし指定の指定更新を受けない場合には、刈谷市総合事業の事業所指定の効力を失うこととなり、平成30年4月1日以降、要支援者及び事業対象者への現行サービス(訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス)を提供することができなくなる。
- みなし指定の指定更新を受けない場合には、「廃止届」の提出が必要となり、現にサービスを受けていた者に対する措置について、記載する必要がある。

緩和基準訪問型・通所型サービス(訪問型・通所型サービスA)を提供するためには

緩和基準訪問型・通所型サービス(訪問型・通所型サービスA)を提供するためには、みなし指定の有無に関わらず、事業の実施を希望する事業所(市内の事業所に限る。)において、新規指定申請をする必要がある。

総合事業における事業者指定について③

みなし指定がある事業所の現行相当のサービスの提供について

被保険者	総合事業 開始時期	事業所 所在地	みなし期間(平成30年3月末) 満了後、指定更新した場合
刈谷市	平成29年4月	刈谷市	○
		他市	△ ※平成30年3月までの 利用者のみ継続可
他市	平成29年4月	刈谷市	△ ※利用者の保険者である 市町村による

現行相当のサービスについて

本市としては、今のところ現行相当のサービスをなくす考えはない。

「平成30年度以降も、市町村において、現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスを実施することが可能である。」(介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインより抜粋)

ただし、国の動向、ガイドラインの見直し等により、現行相当のサービスをなくすことになる場合には、通知等により事業者に周知する予定。

総合事業における事業者指定について⑤

住所地特例者に対するサービスの提供

住所地特例者については、当該者が居住する施設の所在する市町村のサービスを利用する。他市町村の被保険者であっても、刈谷市に施設がある住所地特例者（他市町村の被保険者）については、刈谷市の総合事業サービスを提供することになる。（刈谷市の事業所指定が必要）

この場合、国保連への請求については、保険者のサービスコードではなく、刈谷市のサービスコードを使用することになる。

なお、刈谷市外の事業所で、刈谷市の被保険者の利用が住所地特例対象者（刈谷市の被保険者であって、住所が刈谷市外の施設にある者）のみの場合は、当該事業所については、刈谷市から指定を受ける必要はない。

総合事業における事業者指定について⑥

指定の混在について

○平成30年4月以降、事業所により指定が複数存在することになる。指定内容等の変更があった場合は、それぞれの変更届を提出する必要がある。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者
介護給付	訪問介護 通所介護	指定訪問介護事業所の指定 指定通所介護事業所の指定	愛知県
	地域密着型通所介護 (定員18人以下)	指定地域密着型通所介護事業所の指定	刈谷市
総合事業 (刈谷市)	現行相当の訪問介護・ 通所介護	総合事業における訪問介護・通所介護相当 サービス事業所の指定	刈谷市
	訪問型・通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	総合事業における緩和基準訪問型・通所型 サービス事業所の指定	
総合事業 (他市)	現行相当の訪問介護・ 通所介護	総合事業における現行相当サービス事業 所の指定	利用者の 保険者 である 市町村
	訪問型・通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	総合事業における訪問型・通所型サービス A事業所の指定	

法人の定款等の変更について

- 「総合事業」は、これまでの「予防給付」とは、別のサービスです。このため、必要に応じ、法人の定款等を変更する必要がある。

法人の定款

次の例を参考に、総合事業を行う旨を新たに位置付けること。

規定例 ・「介護保険法に基づく第1号訪問事業」

・「介護保険法に基づく第1号通所事業」

※社会福祉法人で、訪問介護事業を「老人居宅介護等事業」、通所介護事業を「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合は、当該事業に第1号訪問事業と第1号通所事業が含まれているため、定款の変更は必要ない。

※従来の「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」については、平成30年4月以降、定款等から削除すること。

※定款等の変更にあたっては、所管する行政機関等がある場合、事前に確認が必要となる。

運営規程について

○運営規程に総合事業の記載をする必要があるが、平成29年6月1日付けで愛知県高齢福祉課長より出された「総合事業の開始に伴う運営規程の取扱について(通知)」のとおり、次の点に留意すること。

「・居宅サービス事業、介護予防サービス事業及び総合事業を行っている一般指定事業所においては、現行相当サービス、緩和型サービスともに居宅サービス事業、介護予防サービス事業の運営規程とは別に運営規程を作成するものとする。」(通知より抜粋)

※居宅サービス、地域密着型サービス又は介護予防サービスと総合事業を一体的に行っている事業所は、総合事業(現行相当のサービス、緩和基準型サービス)の運営規程を別に作成すること。

事業者と利用者の契約等について

- 指定事業者は、利用者の総合事業移行に伴い、利用者に対して現在の予防給付等と同様に、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得た上で、サービスを提供すること。

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者(要支援者)	再契約	(再)同意
新規(要支援者・事業対象者)	新規契約	同意

※これまでの契約は、「介護予防訪問(通所)介護の提供」に係る事項のため、総合事業には適用されない。そのため、総合事業移行により一部文言の変更が必要となる。

※方法は、事業名を変更した契約書等を取り直すか、読み替えの同意を取ることが考えられる。

指定事務について①

- 総合事業（現行相当の訪問介護・通所介護、訪問型・通所型サービスA）の事業者指定に関する手続の日程は、次のとおり。（要予約）
- 受付は予約制なので、あらかじめ、長寿課介護保険企画係（0566-62-1013）に電話で日時の確認をすること。
- 指定申請書類は、窓口にて申請者と面談し、内容を確認しながらチェックを行うため、内容について理解されている方が申請書類を持参すること。
- 指定日は、毎月1日とする。

指定日	指定申請の事前申込期間
平成30年4月1日	平成29年12月8日～平成30年1月31日
平成30年5月1日	平成30年2月15日～平成30年3月15日
平成30年6月1日	指定日の前々月の末日まで
(例)6月1日の場合	(例)4月末日
(例)7月1日の場合	(例)5月末日

指定事務について②

指定届(新規・更新)について

- 提出書類の様式等は、刈谷市ホームページに掲載している。
トップページ→くらしの情報→高齢者→事業者向け情報→介護保険指定事業者の各種手続きについて

変更届について

- 一定の事項に変更が合った場合は、10日以内に届け出る必要がある。

休止・廃止届について

- 事業を休止・廃止する場合は、休止・廃止の1月前までに届け出る必要がある。
- 休止した事業所を再開した場合は、再開から10日以内に再開届を提出する必要がある。